

## 国民健康保険 高齢受給者証が8月に更新されます

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

収入の合計が、1人の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある方は、3割負担となります。

○高齢受給者証の自己負担割合は、2割または一定以上の収入がある方(\*)は3割となります。

○高齢受給者証の有効期間  
令和6年7月31日まで。  
それ以前に75歳に到達する方は誕生日の前日まで。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中にお送りします。  
・8月2日以降に70歳になる方には、

○高年齢者の課税所得(課税標準額)が145万円以上で、同じ世帯の国民健康保険加入中の70歳以上の方の

## 要支援・要介護認定を受けている方全員に「介護保険 負担割合証」をお送りします

### 「介護保険 負担割合証」をお送りします

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けられている方全員に、「負担割合証」をお送りします。「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けられている方全員に、「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ずサービス事業者に提示してください。

○負担割合は、本人および世帯の所得によって1割、2割、3割負担のいずれかに決定されます。

※負担割合の判定の基準と

この「負担割合証」を受

取った際には、「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ずサービス事業者に提示してください。

※負担割合の判定の基準と

## 国民健康保険の

### 限度額適用認定証の申請と更新

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費(保険外診療を除く)が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、「限度額適用認定証」を事前に医療機関などの窓口に表示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることができ

ます。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方  
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター(古里出張所)まで申請してください。

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方  
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター(古里出張所)まで申請してください。



※問い合わせは、福祉保健課  
☎83-2777

☎83-2182

※問い合わせは、住民課  
☎83-2182

**サマージャンボ7億円**  
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ3千万円**  
(1等2千万円・前後賞各5百万円合わせて)

この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円  
**7月4日(火)2種類同時発売!**  
発売期間 7/4(火)~8/4(金)

公益財団法人東京都区市町村振興協会